



茨城県報 第 2677 号

平成27年3月26日

木曜日

目 次

規 則

ページ

- 特定の特別職の職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 2
- 職員の給与に関する条例付則第25項の規則で定める管理職手当受給者の区分及び同項の規則で定める割合を定める規則を廃止する規則（人事課）…………… 3
- つくばヘリポート管理事務委任規則を廃止する規則（空港対策課）…………… 3
- 老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿福祉課）…………… 3
- 障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例施行規則（障害福祉課）…………… 4
- 茨城県県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則（職業能力開発課）…………… 7
- 茨城県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）…………… 7

告 示

- 青少年に有害な興行の指定（女性青少年課）…………… 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定（福祉指導課）…………… 8
- 指定居宅サービス事業者の指定（長寿福祉課）…………… 12
- 指定居宅介護支援事業者の指定（長寿福祉課）…………… 14
- 指定介護老人福祉施設の指定（長寿福祉課）…………… 14
- 指定介護予防サービス事業者の指定（長寿福祉課）…………… 14
- 指定居宅サービス事業者の変更の届出（長寿福祉課）…………… 15
- 指定居宅介護支援事業者の変更の届出（長寿福祉課）…………… 16
- 指定介護予防サービス事業者の変更の届出（長寿福祉課）…………… 17
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（3件）（障害福祉課）…………… 17
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業課）…………… 18
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（2件）（中小企業課）…………… 19
- 平成27年度普通職業訓練普通課程（緊急雇用対策訓練）に係る訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等（職業能力開発課）…………… 22
- 平成27年度普通職業訓練短期課程（障害者訓練）に係る訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等（職業能力開発課）…………… 22
- 家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（畜産課）…………… 23
- 茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正（農業経営課）…………… 28

●定款変更の認可（農村計画課）	28
●道路の区域の決定（3件）（道路維持課）	29
●道路の区域の変更（7件）（道路維持課）	30
●道路の供用の開始（19件）（道路維持課）	32
●車両制限令の規定に基づく道路の指定及び車両の通行方法の指定（道路維持課）	38
●海岸保全区域の指定及び廃止（河川課）	38
●二級河川の指定変更（河川課）	41
●指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更（建築指導課）	41
●土地改良法に基づく換地処分（農林事務所）	41
●土地改良事業の工事の完了（2件）（農林事務所）	42
（ 病 院 局 ）	
●病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の全部改正	42
（ 人 事 委 員 会 ）	
●労働基準法別表第1に規定する適用事業の号別区分の一部改正	46
公 告	
●落札者等の公示（情報政策課）	46
●茨城県土地利用基本計画の変更（水・土地計画課）	47
●農用地利用配分計画の認可（農業経営課）	47
●基本測量の終了（4件）（用地課）	48
●公共測量の終了（用地課）	48
●都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	49
●開発行為の工事完了（4件）（建築指導課）	49
●道路の位置の指定（建築指導課）	50
●落札者等の公示（農業総合センター）	50
●入札公告（都市整備課）	51
正 誤	
●平成27年3月19日付け茨城県報第2675号中	53

規 則

茨城県規則第13号

特定の特別職の職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

特定の特別職の職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

特定の特別職の職員の期末手当に関する規則（平成2年茨城県規則第73号）の一部を次のように改正する。

「第22条第4項」を「第22条第5項」に改め、第1号中「副知事」の次に「教育長」を加える。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

茨城県規則第14号

職員の給与に関する条例付則第25項の規則で定める管理職手当受給者の区分及び同項の規則で定める割合を定める規則を廃止する規則を次のように定める。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

職員の給与に関する条例付則第25項の規則で定める管理職手当受給者の区分及び同項の規則で定める割合を定める規則を廃止する規則

職員の給与に関する条例付則第25項の規則で定める管理職手当受給者の区分及び同項の規則で定める割合を定める規則（平成26年茨城県規則第12号）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

茨城県規則第15号

つくばヘリポート管理事務委任規則を廃止する規則を次のように定める。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

つくばヘリポート管理事務委任規則を廃止する規則

つくばヘリポート管理事務委任規則（平成3年茨城県規則第48号）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

茨城県規則第16号

老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年茨城県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「算出は、」の次に「当該」を加え、「同項に規定する」を「当該」に改める。

第9条第8項中「。以下「指定介護予防サービスの基準条例」という。」を削り、同条第10項中「若しくは指定介護予防サービスの基準条例第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第12項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

14 条例第46条第14項の規定による算出は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎とする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地域密着型特別養護老人ホームに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業を行う事業所が併設される場合については、この規則による改正前の老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第9条第10項の規定は、なおその効力を有する。

茨城県規則第17号

障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例施行規則を次のように定める。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例（平成26年茨城県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助言又はあっせんの求めの方法)

- 第2条 条例第12条第1項の規定による求めをしようとする者は、助言（あっせん）申請書（別記様式）を知事に提出するものとする。

(勧告の方法)

- 第3条 条例第15条の規定による勧告（以下「勧告」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 条例第14条の規定による助言又はあっせんに従わない者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所又は事業所の所在地）
- (2) 勧告の原因となる事実
- (3) 勧告の内容
- (4) その他知事が必要と認める事項

(公表の方法)

- 第4条 条例第16条の規定による公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる事項を茨城県報に登載すること及び知事が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 勧告に従わない者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公表の原因となる事実
- (3) 勧告の要旨
- (4) その他知事が必要と認める事項

(協議会の名称)

- 第5条 条例第18条の協議会の名称は、茨城県障害者差別解消支援協議会とする。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式 (第 2 条関係)

年 月 日

助言 (あっせん) 申請書

茨城県知事 殿

申立者 住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)

氏 名 印

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

連絡先 (電話番号)

障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例第12条第1項の規定により、助言 (あっせん) を求めます。

記

1 差別を受けた障害のある人

氏 名

住 所

2 1の障害のある人に対し、差別をした者

氏 名 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

住 所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)

3 対象事案の概要

4 求める助言 (あっせん) の内容

5 その他参考となる事項

注1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

2 不要な文字は、抹消してください。

茨城県規則第18号

茨城県県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

茨城県県立職業能力開発校規則（昭和54年茨城県規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

名 称	訓 練 科
茨城県立産業技術短期大学校 併設水戸産業技術専門学院	自動車整備科
	建築システム科
	電気工事科
	介護福祉科
茨城県立日立産業技術専門学院	金属加工科
	機械加工科
茨城県立鹿島産業技術専門学院	プラント保守科
茨城県立土浦産業技術専門学院	コンピュータ制御科
	自動車整備科
	機械技術科
茨城県立筑西産業技術専門学院	介護福祉科
	電気工事科
茨城県立古河産業技術専門学院	電気工事科
	機械システム科
茨城県立古河産業技術専門学院	自動車整備科

付 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

茨城県規則第19号

茨城県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県県営住宅条例施行規則（平成 9 年茨城県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項の表第 1 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改め、「附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第 2 条第 1 項に規定する支援給付」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第314号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題名	配給会社
3184	映画	ザ・人妻性感帯 SEX ドクターの告白	新日本映像
3185	映画	本番裏稼業 夜のオプションツアー	新日本映像
3186	映画	湯けむり温泉芸者 お座敷で枕芸	オーピー映画
3187	映画	お昼の猥談 若妻の異常な性体験	オーピー映画
3188	映画	ノーパン！ 欲情処理課の女	新東宝映画
3189	映画	皇帝のために（原題） 황제를 위하여 (FOR THE EMPEROR)	彩プロ（韓国）
3190	映画	フィフティ・シェイズ・オブ・グレイ R18+バージョン（原題） FIFTY SHADES OF GREY	東宝東和（アメリカ）

茨城県告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

コード名称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0840142780 ウエルシア薬局水戸見和店	水戸市見和1-309-2	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0840143382 ウエルシア薬局水戸新店	水戸市新原1-17-4	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0840241897 ウエルシア薬局日立大みか店	日立市大みか町3-23-7	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0840341291 ウエルシア薬局土浦霞ヶ岡店	土浦市霞ヶ岡町22-5	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0840341564 ウエルシア薬局土浦神立店	土浦市神立中央2-2-45	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0840341572 ウエルシア薬局土浦さん・あび お店	土浦市大畑1611	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日

コード名称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0840341580 ウエルシア薬局土浦新田中店	土浦市田中 2 - 10 - 35	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0840341598 ウエルシア薬局土浦高津店	土浦市下高津 3 - 7 - 46	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0840440978 ウエルシア薬局 VAL 古河店	古河市本町 1 - 1 - 15 VAL 古河駅ビル内	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0840441000 ウエルシア薬局古河諸川店	古河市諸川1166	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0840441323 ウエルシア薬局古河鴻巣店	古河市鴻巣956 - 1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0840640486 ウエルシア薬局下館南店	筑西市乙916	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0840640841 ウエルシア薬局筑西協和店	筑西市新治1996 - 26	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0840840672 ウエルシア薬局龍ヶ崎長山店	龍ヶ崎市長山 3 - 2 - 1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0841040363 ウエルシア薬局下妻新千代川店	下妻市田下593	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0841440506 ウエルシア薬局高萩安良川店	高萩市安良川214 - 1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0841540313 パール薬局	北茨城市磯原町磯原 1 - 265 - 2	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	飯塚 陽子	平成26年 11月27日
0841540438 ウエルシア薬局北茨城磯原店	北茨城市磯原町磯原 3 - 20	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0841540446 ウエルシア薬局北茨城中郷店	北茨城市中郷町上桜井1586	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0841640592 ウエルシア薬局笠間東店	笠間市笠間字稲荷町99 - 7	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0841640600 ウエルシア薬局新友部店	笠間市東平 3 - 1 - 7	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0841640618 ウエルシア薬局友部旭町店	笠間市旭町488 - 1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0841640626 ウエルシア薬局笠間南店	笠間市石井2104	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0841740921 ウエルシア薬局取手新戸頭店	取手市戸頭 9 - 21 - 23	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日

コード名称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0841940562 ウエルシア薬局牛久神谷店	牛久市神谷5-1-1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0841940570 ウエルシア薬局牛久猪子店	牛久市猪子町995-18	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0842041519 ウエルシア薬局つくばみどりの店	つくば市みどりの中央 A-79 街区 1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0842042061 ウエルシア薬局つくば桜店	つくば市桜2-51-2	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0842042087 ウエルシア薬局つくば大穂店	つくば市筑穂1-12-5	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0842042111 ウエルシア薬局つくば春日店	つくば市春日3-11-7	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0842042145 ウエルシア薬局つくば研究学園店	つくば市荻間1628(研究学園 E14 街区 5)	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0842042152 ウエルシア薬局つくば万博記念公園店	つくば市鳥名福田坪土地地区画整理地 B48 街区	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0842042160 ウエルシア薬局つくば学園二の宮店	つくば市二の宮3-15-10	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0842042178 ウエルシア薬局つくば学園並木店	つくば市並木3-15-1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0842042186 ウエルシア薬局つくば吉沼店	つくば市吉沼1209-4	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0842141244 ウエルシア薬局ひたちなか田彦店	ひたちなか市田彦1003-5	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0842141251 ウエルシア薬局ひたちなか松戸町店	ひたちなか市松戸町3-1-13	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0842141269 ウエルシア薬局ひたちなか馬渡向野店	ひたちなか市馬渡2911-18	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0842240517 ウエルシア薬局鹿嶋プラザ店	鹿嶋市宮中字東山289-1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0842440257 ウエルシア薬局守谷ひがし野店	守谷市ひがし野2-2-5	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0842640401 ウエルシア薬局那珂竹ノ内店	那珂市竹ノ内3-7-3	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日
0842840092 ウエルシア薬局かすみがうら大和田店	かすみがうら市大和田592-45	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月3日

コード名称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0842940603 ウエルシア薬局神栖堀割店	神栖市堀割 3 - 4 - 3	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月 3 日
0842940629 ウエルシア薬局神栖矢田部店	神栖市矢田部7803 - 51	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月 3 日
0842940660 ウエルシア薬局神栖若松店	神栖市若松中央 2 - 10	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月 3 日
0843040148 ウエルシア薬局行方麻生店	行方市麻生3289 - 46	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月 3 日
0843840794 ウエルシア薬局阿見荒川沖店	稲敷郡阿見町うずら野 1 - 19 - 2	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月 3 日
0843840802 ウエルシア薬局阿見岡崎店	稲敷郡阿見町岡崎 3 - 8 - 1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月 3 日
0843840810 ウエルシア薬局阿見荒川本郷店	稲敷郡阿見町本郷 3 - 3 - 1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月 3 日
0847140316 ウエルシア薬局真壁飯塚店	桜川市真壁町飯塚998	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月 3 日
0847140324 ウエルシア薬局岩瀬富士見台店	桜川市富士見台 1 - 20	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月 3 日
0847340171 ウエルシア薬局みらい平駅前店	つくばみらい市陽光台 1 - 14 - 1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月 3 日
0847440195 ウエルシア薬局小美玉小川店	小美玉市小川字川向1337	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月 3 日
0847440203 ウエルシア薬局小美玉美野里店	小美玉市羽鳥2908 - 3	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ウエルシア薬局株式会社	平成26年 12月 3 日
0872002415 ショートステイはなみずき	つくば市下原525 - 1	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	社会福祉法人筑竜会	平成27年 1月13日
0872002431 デイサービスセンターはなみずき	つくば市下原525 - 1	通所介護 介護予防通所介護	社会福祉法人筑竜会	平成27年 1月13日
0872700745 訪問サービスあいあい	筑西市玉戸1622 - 98 マ・メ ゾン下館103号室	訪問介護 介護予防訪問介護	株式会社あいあい	平成26年 12月 5 日
0873100523 エバーグリーン指定居宅介護支援事業所	東茨城郡茨城町若宮393 - 1	居宅介護支援事業	医療法人明保会	平成27年 1月16日
0873301253 ケアプランセンター リフレ寿	那珂郡東海村大字石神内宿 2448 - 3	居宅介護支援事業	有限会社成田整体治療院	平成26年 12月10日
0873801021 デイサービスセンター阿見こなん	稲敷郡阿見町南平台 1 - 33 - 10	通所介護 介護予防通所介護	社会福祉法人青洲会	平成27年 1月 7 日

コード名称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0873900500 社会福祉法人聖朋会デイサービスセンターあゆみ	かすみがうら市坂933-1	通所介護 介護予防通所介護	社会福祉法人聖朋会	平成26年 12月17日
0890100159 小規模多機能型居宅介護 コンフォルト西原	水戸市西原2-2-33	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	株式会社ケアネット	平成26年 12月22日
0892500133 おおみやヘルパーステーション	常陸大宮市上町321	定期巡回随時対応型訪問介護看護	医療法人博仁会	平成27年 1月9日
0892600065 小規模多機能ホーム クリクリ	那珂市豊喰140-17	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	医療法人社団有朋会	平成26年 10月31日
0892600073 グループホーム クリクリ	那珂市豊喰140-17	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	医療法人社団有朋会	平成26年 10月31日
0812610285 岩上記念病院	那珂市古徳538-2	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション	医療法人香風会	平成27年 1月5日
0870101763 アサミ園 デイサービス	水戸市住吉町60	介護予防通所介護	有限会社 アサミ	平成26年 12月5日
0872001094 新つくばホーム ヘルパーステーション	つくば市学園の森3-29-2	介護予防訪問介護	社会福祉法人筑南会	平成26年 12月1日
0870101656 介護老人福祉施設グリーンハウスみと	水戸市塩崎町3503	介護予防短期入所生活介護	社会福祉法人尚生会	平成27年 1月9日

茨城県告示第316号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の 所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0870105301	社会福祉法人 祐徳会	桂木 功雄	茨城県水戸市 飯島町1308- 1	特別養護老人 ホーム 祐功 の館	茨城県水戸市 飯島町1308- 1	平成27年 2月1日	短期入所 生活介護
0870105319	社会福祉法人 祐徳会	桂木 功雄	茨城県水戸市 飯島町1308- 1	デイサービス センター 祐 功の館	茨城県水戸市 飯島町1308- 1	平成27年 2月1日	通所介護

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0870800992	ケーエヌシー 株式会社	長沼 幸一	茨城県龍ヶ崎 市塗戸町85- 1	訪問介護ぬく もり	茨城県龍ヶ崎 市白羽3-2 -9	平成27年 2月1日	訪問介護
0871500724	合同会社 想・こころ	伊東 加津子	茨城県北茨城 市磯原町磯原 2-223	デイサービス センター 想・こころ	茨城県北茨城 市磯原町磯原 2-223	平成27年 2月1日	通所介護
0872700893	株式会社 フ ジヨシ	飯田 美名子	茨城県筑西市 小川1391- 358	訪問介護ふじ	茨城県筑西市 小川1391- 358	平成27年 2月1日	訪問介護
0875200644	有限会社 トータルホーム 関東	須山 由次	茨城県神栖市 堀割3-5- 9 スリー コートA	有限会社 トータルホーム 関東	茨城県神栖市 堀割3-5- 9 スリー コートA	平成27年 2月1日	特定福祉 用具販売
0875200644	有限会社 トータルホーム 関東	須山 由次	茨城県神栖市 堀割3-5- 9 スリー コートA	有限会社 トータルホーム 関東	茨城県神栖市 堀割3-5- 9 スリー コートA	平成27年 2月1日	福祉用具 貸与
0875500258	株式会社 ケ アネットサー ビス	唐木 成仁	栃木県宇都宮 市東塙田2- 2-17	ケアねっとつ くばみらい	茨城県つくば みらい市陽光 台2-1-3 デュオサー つくばみらい 1F	平成27年 2月1日	訪問介護
0872400759	社会福祉法人 峰林会	片桐 武美	茨城県守谷市 野木崎1931	特別養護老人 ホーム 峰林 荘	茨城県守谷市 野木崎1931	平成27年 2月3日	短期入所 生活介護
0874100407	スマハツサー ビス 株式会 社	西田 吉賢	茨城県桜川市 高森1158	スマハツサー ビス株式会社	茨城県桜川市 阿部田323	平成27年 2月12日	通所介護
0860190263	Job・Design 株式会社	田中 博希	茨城県水戸市 笠原町1189- 2 グリーン ヒル西野ビル	訪問看護ス テーション LiveWay	茨城県水戸市 笠原町1189- 2 グリーン ヒル西野ビル 3階	平成27年 2月13日	訪問看護
0870202157	コンテック 株式会社	梶山 光男	茨城県日立市 多賀町2-10 -7	デイサービス まごころの家 大沼	茨城県日立市 大沼町3-16 -35	平成27年 2月16日	通所介護
0872400767	合同会社 ハッピーパー ム	小林 航士	茨城県守谷市 けやき台3- 3-2	ふれあいの家	茨城県守谷市 けやき台3- 3-2	平成27年 2月16日	通所介護
0871901021	株式会社 亞 利乃	青柳 利通	茨城県牛久市 柏田町1506- 61	デイサービス センターあり でいず	茨城県牛久市 上柏田4-52 -1	平成27年 2月20日	通所介護
0875200669	企業組合 ひ まわり	青木 壮平	茨城県神栖市 太田新町3- 2-7	デイサービス 花めぐみ	茨城県神栖市 矢田部1885- 9	平成27年 2月25日	通所介護
0870202165	株式会社 ラ イフメイト	黒澤 功弥	茨城県日立市 多賀町3-5 -13 2号室	株式会社 ラ イフメイト	茨城県日立市 多賀町3-5 -13 2号室	平成27年 2月26日	特定福祉 用具販売
0870202165	株式会社 ラ イフメイト	黒澤 功弥	茨城県日立市 多賀町3-5 -13 2号室	株式会社 ラ イフメイト	茨城県日立市 多賀町3-5 -13 2号室	平成27年 2月26日	福祉用具 貸与

茨城県告示第317号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0875500258	株式会社 ケ アネットサー ビス	唐木 成仁	栃木県宇都宮 市東塙田2- 2-17	ケアねっとつ くばみらい	茨城県つくば みらい市陽光 台2-1-3 デュオセーヌ つくばみらい 1F	平成27年 2月1日	居宅介護 支援

茨城県告示第318号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第93条の規定により告示する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0870105301	社会福祉法人 祐徳会	桂木 功雄	茨城県水戸市 飯島町1308- 1	特別養護老人 ホーム 祐功 の館	茨城県水戸市 飯島町1308- 1	平成27年 2月1日	介護老人 福祉施設

茨城県告示第319号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0870105301	社会福祉法人 祐徳会	桂木 功雄	茨城県水戸市 飯島町1308- 1	特別養護老人 ホーム 祐功 の館	茨城県水戸市 飯島町1308- 1	平成27年 2月1日	介護予防 短期入所 生活介護
0870105319	社会福祉法人 祐徳会	桂木 功雄	茨城県水戸市 飯島町1308- 1	デイサービス センター 祐 功の館	茨城県水戸市 飯島町1308- 1	平成27年 2月1日	介護予防 通所介護
0870800992	ケーエヌシー 株式会社	長沼 幸一	茨城県龍ヶ崎 市塗戸町85- 1	訪問介護ぬく もり	茨城県龍ヶ崎 市白羽3-2- 9	平成27年 2月1日	介護予防 訪問介護
0871500724	合同会社 想・こころ	伊東 加津子	茨城県北茨城 市磯原町磯原 2-223	デイサービス センター 想・こころ	茨城県北茨城 市磯原町磯原 2-223	平成27年 2月1日	介護予防 通所介護
0872700893	株式会社 フ ジヨシ	飯田 美名子	茨城県筑西市 小川1391- 358	訪問介護ふじ	茨城県筑西市 小川1391- 358	平成27年 2月1日	介護予防 訪問介護

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0875200644	有限会社 トータルホーム 関東	須山 由次	茨城県神栖市 堀割 3-5-9 スリー コート A	有限会社 トータルホーム 関東	茨城県神栖市 堀割 3-5-9 スリー コート A	平成27年 2月1日	介護予防 福祉用具 貸与
0875200644	有限会社 トータルホーム 関東	須山 由次	茨城県神栖市 堀割 3-5-9 スリー コート A	有限会社 トータルホーム 関東	茨城県神栖市 堀割 3-5-9 スリー コート A	平成27年 2月1日	特定介護 予防福祉 用具販売
0875500258	株式会社 ケ アネットサー ビス	唐木 成仁	栃木県宇都宮 市東塙田 2- 2-17	ケアねっとつ くばみらい	茨城県つくば みらい市陽光 台 2-1-3 デュオセヌ つくばみらい 1F	平成27年 2月1日	介護予防 訪問介護
0872400759	社会福祉法人 峰林会	片桐 武美	茨城県守谷市 野木崎1931	特別養護老人 ホーム 峰林 荘	茨城県守谷市 野木崎1931	平成27年 2月3日	介護予防 短期入所 生活介護
0874100407	スミハツサー ビス 株式会 社	西田 吉賢	茨城県桜川市 高森1158	スミハツサー ビス株式会社	茨城県桜川市 阿部田323	平成27年 2月12日	介護予防 通所介護
0860190263	Job・Design 株式会社	田中 博希	茨城県水戸市 笠原町1189- 2 グリーン ヒル西野ビル	訪問看護ステ ーションLive Way	茨城県水戸市 笠原町1189- 2 グリーン ヒル西野ビル 3階	平成27年 2月13日	介護予防 訪問看護
0870202157	コンテック 株式会社	梶山 光男	茨城県日立市 多賀町 2-10 -7	デイサービス まごころの家 大沼	茨城県日立市 大沼町 3-16 -35	平成27年 2月16日	介護予防 通所介護
0872400767	合同会社 ハッピーパー ム	小林 航士	茨城県守谷市 けやき台 3- 3-2	ふれあいの家	茨城県守谷市 けやき台 3- 3-2	平成27年 2月16日	介護予防 通所介護
0871901021	株式会社 亞 利乃	青柳 利通	茨城県牛久市 柏田町1506- 61	デイサービス センターあり でいず	茨城県牛久市 上柏田 4-52 -1	平成27年 2月20日	介護予防 通所介護
0875200669	企業組合 ひ まわり	青木 壮平	茨城県神栖市 太田新町 3- 2-7	デイサービス 花めぐみ	茨城県神栖市 矢田部1885- 9	平成27年 2月25日	介護予防 通所介護
0870202165	株式会社 ラ イフメイト	黒澤 功弥	茨城県日立市 多賀町 3-5 -13 2号室	株式会社 ラ イフメイト	茨城県日立市 多賀町 3-5 -13 2号室	平成27年 2月26日	介護予防 福祉用具 貸与
0870202165	株式会社 ラ イフメイト	黒澤 功弥	茨城県日立市 多賀町 3-5 -13 2号室	株式会社 ラ イフメイト	茨城県日立市 多賀町 3-5 -13 2号室	平成27年 2月26日	特定介護 予防福祉 用具販売

茨城県告示第320号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変更年月日
0871400024	常陸農業協同組合	常陸農業協同組合在宅介護サービス事業部	茨城県高萩市本町1-100-2	訪問介護	事業所名称 (旧名称：茨城ひたち農業協同組合在宅介護サービス事業部)	平成26年8月1日
0873300388	常陸農業協同組合	JA常陸デイサービスセンターふれあい	茨城県那珂郡東海村石神内宿1726-1	通所介護	事業所名称 (旧名称：JAひたちなかデイサービスセンターふれあい)	平成26年8月1日
0870104205	合同会社 サトウコーポレーション	訪問介護事業所 介護の森	茨城県水戸市笠原町655-5(有)ブリックステナント2F	訪問介護	事業所名称 (旧名称：介護の森) 事業所所在地 (旧所在地：水戸市笠原町1527-18ジョージアタウン笠原E-6)	平成27年1月1日
0870202033	株式会社 カスケード東京	らいおんハート温泉言葉のデイサービス日立中央	茨城県日立市高鈴町1-17-13	通所介護	事業所名称 (旧名称：らいおんハート温泉言葉のデイサービス川尻) 事業所所在地 (旧所在地：茨城県日立市川尻町1-37-19)	平成27年1月5日

茨城県告示第321号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変更年月日
0872100938	医療法人 森田記念会	居宅介護支援事業所 プロスペクトガーデンはなみずき	茨城県ひたちなか市高野2455-1	居宅介護支援	事業所名称 (旧名称：ケアセンターはなみずき)	平成25年7月1日
0871400248	常陸農業協同組合	JA常陸 指定居宅介護支援事業所	茨城県高萩市本町1-100-2	居宅介護支援	事業所名称 (旧名称：JA茨城ひたち指定居宅介護支援事業所)	平成26年8月1日
0870800174	医療法人 竜仁会	牛尾病院指定居宅介護支援事業所	茨城県龍ヶ崎市松葉1-6-1	居宅介護支援	事業所所在地 (旧所在地：茨城県龍ヶ崎市馴柴町1-15-1)	平成27年1月5日
0870400330	有限会社 弘栄	わが家ケアプラン相談所	茨城県古河市大山785-1	居宅介護支援	事業所所在地 (旧所在地：茨城県古河市大山785-2)	平成27年2月1日

茨城県告示第322号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変更年月日
0871400024	常陸農業協同組合	常陸農業協同組合在宅介護サービス事業部	茨城県高萩市本町1-100-2	介護予防訪問介護	事業所名称 (旧名称：茨城ひたち農業協同組合在宅介護サービス事業部)	平成26年8月1日
0873300388	常陸農業協同組合	JA常陸デイサービスセンターふれあい	茨城県那珂郡東海村石神内宿1726-1	介護予防通所介護	事業所名称 (旧名称：JAひたちなかデイサービスセンターふれあい)	平成26年8月1日
0870104205	合同会社 サトウコーポレーション	訪問介護事業所 介護の森	茨城県水戸市笠原町655-5(有)ブリックステナント2F	介護予防訪問介護	事業所名称 (旧名称：介護の森) 事業所所在地 (旧所在地：水戸市笠原町1527-18ジョージアタウン笠原E-6)	平成27年1月1日
0870202033	株式会社 カスケード東京	らいおんハート温泉言葉のデイサービス日立中央	茨城県日立市高鈴町1-17-13	介護予防通所介護	事業所名称 (旧名称：らいおんハート温泉言葉のデイサービス川尻) 事業所所在地 (旧所在地：茨城県日立市川尻町1-37-19)	平成27年1月5日

茨城県告示第323号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0810101998	障害者自立支援センターつばさ	水戸市元山町1-6-15	社会福祉法人ひだまり会	水戸市加倉井町104	平成27年4月1日	生活介護 就労継続支援B型

茨城県告示第324号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの 種 類
0810200642	Dr' s ハーブラ ボ	日立市東滑川町 5 -12-3	医療法人永慈会	日立市小木津町 966	平成27年 4月1日	就労継続支援 B型

茨城県告示第325号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの 種 類
0812900504	ジョブサポート センター	神栖市大野原中央 4-4-36	株式会社 ブ レーメン	神栖市大野原中央 4-4-36	平成27年 4月1日	就労移行支援 就労継続支援 B型

茨城県告示第326号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真 船 幸 夫

(2) 住所

福島県郡山市朝日二丁目18番2号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ヨークタウン守谷

守谷市松並土地区画整理事業地内40街区1画地 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	真 船 幸 夫

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年11月13日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,950㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 260台
- イ 駐輪場の収容台数 142台
- ウ 荷さばき施設の面積 122㎡
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 28.3㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (開店時刻) 午前 9 時
 (閉店時刻) 午後 11 時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前 8 時 30 分～午後 11 時 30 分
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
 2 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前 6 時～午後 9 時

3 届出年月日

平成 27 年 3 月 12 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第 327 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成 27 年 3 月 26 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

淵頭ショッピングパーク

常総市水海道淵頭町字伏木 4550 番 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出(附則第 5 条第 1 項)

平成 26 年 12 月 25 日

イ 変更しようとする事項

駐輪場の位置

(3) 届出年月日

平成 26 年 12 月 8 日

2 市町村の意見

意見なし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第328号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課において縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

第1 松代ショッピングセンター

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

松代ショッピングセンター

つくば市松代四丁目19番1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成26年8月11日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社マスタ	常総市水海道宝町2771番地	木 村 幸 治
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年4月1日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,029㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 97台

(イ) 駐輪場の収容台数 58台

(ウ) 荷さばき施設の面積 28.5㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 18.8㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 翌午前0時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～翌午前0時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成26年 7 月31日

2 意見の概要

意見なし

第 2 (仮称) C56街区複合計画

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) C56街区複合計画

つくば市学園の森二丁目 1 番地 1 の一部

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成26年 9 月11日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ゲオ	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	吉 川 恭 史
株式会社シューマート	長野県長野市稲里町中氷鉋458番地	霜 田 清
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年 4 月29日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,574㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 98台

(イ) 駐輪場の収容台数 74台

(ウ) 荷さばき施設の面積 82.55㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 8.9㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 8 時 (一部午前 9 時, 午前10時)

(閉店時刻) 翌午前 1 時 (一部午後10時, 午後 8 時)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時30分～翌午前 1 時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

4 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成 26 年 8 月 28 日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第 329 号

茨城県県立職業能力開発校規則（昭和 54 年茨城県規則第 10 号）第 2 条第 2 項の規定により，平成 27 年度の普通職業訓練普通課程（緊急雇用対策訓練）に係る訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等を次のとおり定める。

平成 27 年 3 月 26 日

茨城県知事 橋 本 昌

普通職業訓練普通課程

学院名	訓練の種類	普通職業訓練			
		普通課程			
区	分	訓練科名	定員	訓練期間	訓練開始月
茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	緊急雇用対策訓練				
	委託訓練	介護福祉科	32人	2年	4月 (4コース)
茨城県立土浦産業技術専門学院	緊急雇用対策訓練				
	委託訓練	介護福祉科	38人	2年	4月 (2コース)

* 訓練対象者

緊急雇用対策訓練の訓練対象者は，公共職業安定所での職業相談等を通じて受講が必要であると認められ，公共職業安定所長の受講指示，受講推薦又は支援指示を受けた者とする。

茨城県告示第 330 号

茨城県県立職業能力開発校規則（昭和 54 年茨城県規則第 10 号）第 2 条第 2 項の規定により，平成 27 年度の普通職業訓練短期課程（障害者訓練）に係る訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等を次のとおり定める。

平成 27 年 3 月 26 日

茨城県知事 橋 本 昌

普通職業訓練短期課程

学院名	訓練の種類	普通職業訓練			
		短期課程			
区	分	訓練科名	定員	訓練期間	訓練開始月
茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	施設内訓練	総合実務科	10人	6ヵ月	4月
			10人	6ヵ月	10月

* 訓練対象者

総合実務科の訓練対象者は、公共職業安定所での職業相談等を通じて受講が必要であると認められ、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者とする。

茨城県告示第331号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、牛のブルセラ病及び結核病、牛のヨーネ病、牛の伝達性海綿状脳症、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱、イバラキ病、牛ウイルス性下痢・粘膜病、馬伝染性貧血、豚の流行性脳炎、豚コレラ、豚のオーエスキュー病、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚流行性下痢、家きんサルモネラ感染症(ひな白痢に限る。)、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、腐蛆病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 牛のブルセラ病及び結核病検査

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及び結核病の発生子防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

ただし、生後12か月齢未満のものを除く。

a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛

c a及びbに掲げる牛と同一施設内で飼育している牛

d 搾乳の用に供するため家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林水産省令第35号。以下「規則」という。)

第9条第2項の農林水産大臣が定める区域から導入した牛

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(5) 実施の方法

規則別表第1に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

2 牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生子防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

ただし、生後12か月齢未満のものを除く。

- a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- b 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- c 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛
- d a, b 及び c に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(5) 実施の方法

規則別表第1に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

3 牛の伝達性海綿状脳症検査

(1) 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満48ヶ月以上で死亡した牛の死体及び家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(5) 実施の方法

規則別表第1に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

4 めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査

(1) 実施の目的

めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満12ヶ月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体で、家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

(4) 実施の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(5) 実施の方法

規則別表第1に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

5 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱及びイバラキ病検査

(1) 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱及びイバラキ病の発生予察のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している牛（未越夏牛とし、原則として、最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）を対象に、地理的・自然的条件を考慮して、家畜保健衛生所長が選定した牛

(4) 実施の期間

原則として、平成27年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

(5) 実施の方法

臨床検査、中和試験

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

6 牛ウイルス性下痢・粘膜病

(1) 実施の目的

牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

(4) 実施の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査、中和試験

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

7 馬伝染性貧血検査

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア) 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場させる目的で飼育している馬のうち平成23年1月1日～平成23年12月31日生まれの馬

イ) 過去5年間検査を受けていない馬

ウ) その他、実施する区域で飼育している馬（生後180日未満の馬を除く）で、家畜保健衛生所長が必要と認める馬

(4) 実施の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(5) 実施の方法

規則別表第1に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

8 豚の流行性脳炎検査

(1) 実施の目的

豚の流行性脳炎の発生予察のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している肥育豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成27年6月1日から平成27年11月30日まで

(5) 実施の方法

血清検査、臨床検査及びウイルス検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

9 豚コレラ検査

(1) 実施の目的

豚コレラの発生予察のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

10 豚のオーエスキー病検査

(1) 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

11 豚繁殖・呼吸障害症候群検査

- (1) 実施の目的
豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予防のため
- (2) 実施の区域
県下一円
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認めた豚
- (4) 実施の期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (5) 実施の方法
臨床検査及び血清検査
- (6) その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

12 豚流行性下痢

- (1) 実施の目的
豚流行性下痢の発生予防のため
- (2) 実施の区域
県下一円
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認めた豚
- (4) 実施の期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (5) 実施の方法
臨床検査及び血清検査
- (6) その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

13 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）検査

- (1) 実施の目的
家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため
- (2) 実施の区域
県下一円
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種卵を生産する鶏及びその候補鶏
- (4) 実施の期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (5) 実施の方法
急速凝集反応法
- (6) その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

14 高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査

- (1) 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため
- (2) 実施の区域
県下一円
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏
- (4) 実施の期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (5) 実施の方法
臨床検査及び血清検査
- (6) その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

15 腐蛆病検査

- (1) 実施の目的
蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため
- (2) 実施の区域
県下一円
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認めた蜜蜂
- (4) 実施の期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (5) 実施の方法
臨床検査及び細菌検査
- (6) その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第332号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和52年茨城県告示第405号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

別表1中「0.45%」を「0.40%」に改める。

別表2中「0.7%」を「0.8%」に改める。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成27年3月18日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第333号

新治土地改良区から平成27年3月5日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)

第30条第2項の規定により同年3月19日認可した。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 銚田鹿嶋線
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員	延 長	摘 要
	メートル	メートル	
鹿嶋市大字宮中字三笠山4452番3地先から	最大 60.0	3.804	
鹿嶋市大字大船津字香取町4387番地先まで	最小 8.0		

茨城県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長沖藤代線
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員	延 長	摘 要
	メートル	メートル	
取手市谷中84番1地先から	最大 26.0	451	
取手市小浮気747番1地先まで	最小 15.8		

茨城県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡筑西線
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員	延 長	摘 要
	メートル	メートル	
筑西市丙309番1地先から	最大 42.0	1,475	区域追加
筑西市西谷貝字沼堀342番2まで	最小 11.0		

茨城県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 日立笠間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
		メートル	メートル	
常陸太田市天神林町字五丁目207番2地先から 常陸太田市藤田町字一区1102番2まで	旧	最大 16.5 最小 15.9	187	
	新	最大 31.2 最小 18.0	187	区 域 追 加

茨城県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 深芝浜波崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
		メートル	メートル	
神栖市大字波崎字松本2132番1地先から 神栖市大字波崎字松本2193番地先まで	旧	最大 7.5 最小 5.5	115	
	新	最大 8.0 最小 6.0	115	現 道 拡 幅

茨城県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長沖藤代線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
取手市片平町304番1地先から 竜ヶ崎市佐貫町1101番1地先まで	新	メートル	メートル	区 域 追 加
		最大 40.0	2,355	
		最小 13.0		

茨城県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藤沢荒川沖線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市上ノ室字八幡630番23から つくば市上ノ室字八幡630番24まで	旧	メートル	メートル	
		最大 6.5	42	
	新	最小 6.5	42	現 道 拡 幅
		最大 8.7		
最小 8.7				

茨城県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野田牛久線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
つくば市天宝喜字宮久保390番地先から つくば市天宝喜字宮窪661番1地先まで	旧	最大 8.4 最小 7.5	86	
	新	最大 19.3 最小 7.5	86	現 道 拡 幅

茨城県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 石岡筑西線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
筑西市丙309番1地先から 筑西市横塚字堂東57番1地先まで	新	最大 47.5 最小 9.0	2,617	区 域 追 加

茨城県告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
坂東市半谷字四238番3から 坂東市半谷字四332番2まで	旧	最大 26.6 最小 9.0	335	
	新	最大 33.0 最小 15.6	335	現 道 拡 幅

茨城県告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 水戸神栖線
- 2 供用開始の区間 水戸市元吉田1058番7から
水戸市元吉田1048番3まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月26日

茨城県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 日立笠間線
- 2 供用開始の区間 常陸太田市天神林町字五丁目207番2地先から
常陸太田市藤田町字一区1102番2まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

茨城県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 深芝浜波崎線
- 2 供用開始の区間 神栖市大字波崎字松本2132番1地先から
神栖市大字波崎字松本2193番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月26日

茨城県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 354号
- 2 供用開始の区間 土浦市木田余字樋ノ口1627番5から
土浦市木田余字樋ノ口1615番9まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月31日

茨城県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 石岡田伏土浦線
- 2 供用開始の区間 かすみがうら市宍倉字河童塚3550番3から
かすみがうら市宍倉字河童塚3545番3まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月31日

茨城県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 新宿新田総和線
- 2 供用開始の区間 結城市大字北南茂呂字古屋敷1117番2地先から
結城市大字北南茂呂字口の待1444番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月26日

茨城県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 下妻真壁線
- 2 供用開始の区間 桜川市真壁町塙世字金砂990番2地先から
桜川市真壁町塙世字中坪946番8地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月26日

茨城県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 西小塙真岡線
- 2 供用開始の区間 桜川市大字西小塙字馬場下1675番3地先から
桜川市大字西小塙字馬場下372番2地先まで

3 供用開始の期日 平成27年 3 月26日

茨城県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、平成27年 3 月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成27年 3 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 西小埜真岡線
- 2 供用開始の区間 桜川市大字西小埜字金越1793番 3 地先から
桜川市大字西小埜字金越1798番 5 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 3 月26日

茨城県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、平成27年 3 月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成27年 3 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 明野間々田線
- 2 供用開始の区間 筑西市大字辻字滝ノ下1082番 3 地先から
筑西市大字辻字滝ノ下1168番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 3 月26日

茨城県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、平成27年 3 月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成27年 3 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 岩瀬二宮線
- 2 供用開始の区間 筑西市大字蓬田字東原225番 1 地先から
筑西市大字蓬田字東原300番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 3 月26日

茨城県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、平成27年 3 月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成27年 3 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 岩瀬二宮線
- 2 供用開始の区間 筑西市大字蓬田字東原1156番地先から
筑西市大字蓬田字東原1161番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 3 月26日

茨城県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年 3 月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 西小埜石岡線
- 2 供用開始の区間 桜川市大字曾根字稲荷前764番地先から
桜川市大字曾根字カニクボ290番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 3 月26日

茨城県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年 3 月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 結城野田線
- 2 供用開始の区間 結城市大字武井字海道割1332番 4 地先から
結城市大字武井字海道割1303番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 3 月26日

茨城県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年 3 月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 筑西つくば線
- 2 供用開始の区間 筑西市大字東榎生字穴川971番 1 地先から
筑西市大字島字島541番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 3 月26日

茨城県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 結城坂東線
- 2 供用開始の区間 常総市崎房字西新田927番6地先から
常総市崎房字前新田874番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月26日

茨城県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 山王下妻線
- 2 供用開始の区間 下妻市若柳字西久保甲526番7地先から
下妻市若柳字西久保丙145番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月26日

茨城県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 皆葉崎房線
- 2 供用開始の区間 下妻市皆葉字山王642番4地先から
下妻市皆葉字山王1293番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月26日

茨城県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 新宿新田総和線
- 2 供用開始の区間 古河市上和田675番1から
古河市諸川2383番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月26日

茨城県告示第363号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように指定する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路 線 名	区 間
一般国道 355号 (路線番号355)	潮来市永山373番1地先から 行方市麻生103番1地先まで
県道 常陸那珂港山方線 (路線番号62)	ひたちなか市阿字ヶ浦千駄切552番2地先から 東海村照沼字渚768番49地先まで

2 指定する期日

平成27年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないように走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入するためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないように十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見えやすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

茨城県告示第364号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定に基づき告示する。

なお、昭和34年4月1日茨城県公告及び昭和55年12月25日茨城県告示第1767号で指定した茨城県常磐沿岸日立海岸金沢地区海岸に係る海岸保全区域は、廃止する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

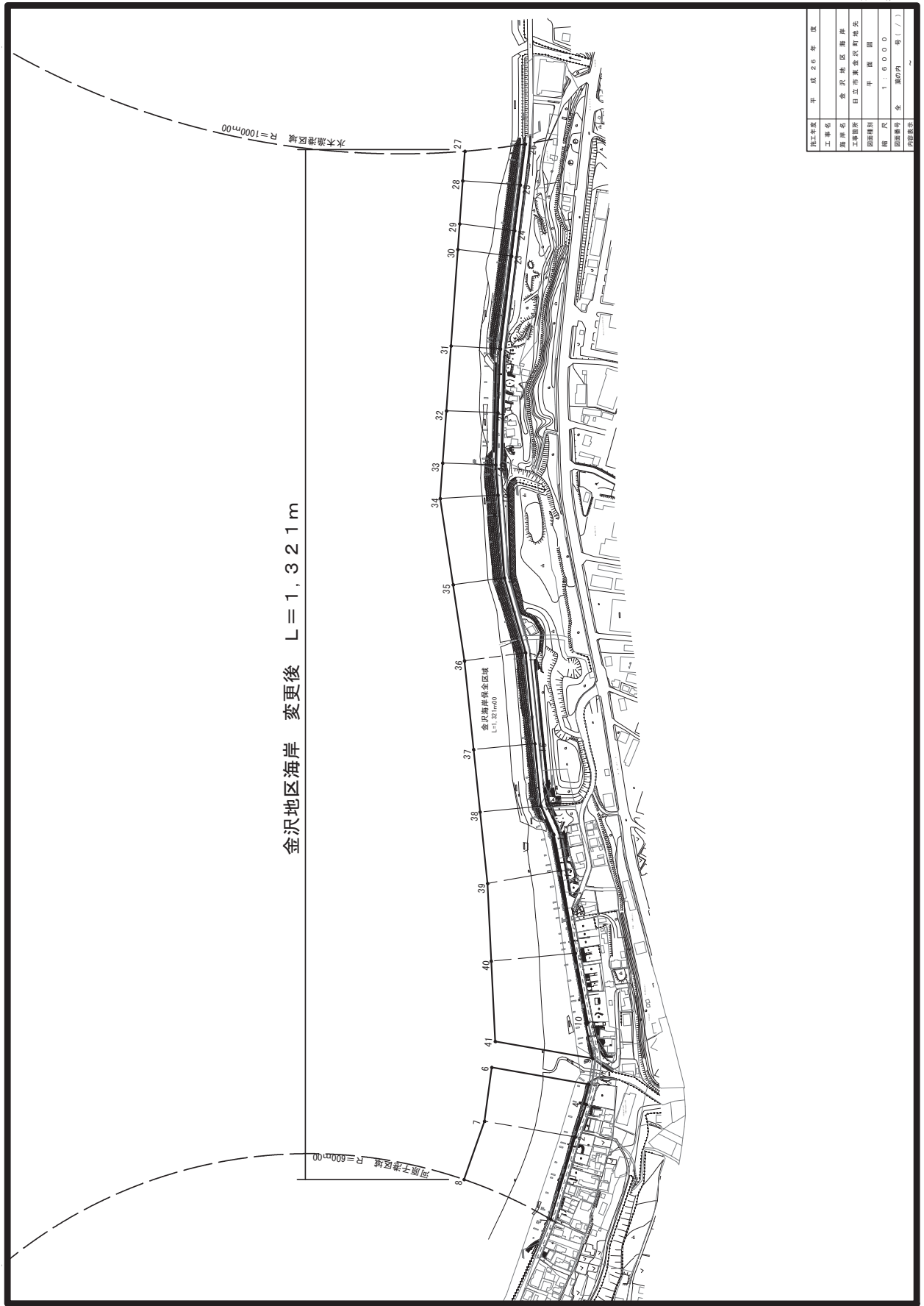
1 指定区域

県名	沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長
茨城県	茨城沿岸	日立海岸	金沢地区海岸	1,321m

次の平面図のとおり

2 関係図書の閲覧場所

茨城県土木部河川課及び茨城県高萩工事事務所



金沢地区海岸 変更後 L=1,321m

設計年度	平成 26 年度
工事名	茨城県 茨城地区海岸
工事箇所	日立市東金沢新海浜
図面種類	平面図
縮尺	1:600.0
図面番号	全 第 01 号 (/)
図面表示	—

平 成 2 7 年 3 月

茨城県告示第365号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項の規定により、次のとおり二級河川の指定を変更する。
その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県高萩工事事務所において縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

	河川の 名 称	区 間	
		起 点	終 点
変 更	瀬上川	(新) 左岸 日立市久慈町三丁目204番3地先	(新) 河口（臨港道路3号線「なぎさ橋」 上流端）
		右岸 日立市久慈町三丁目204番3地先	
		(旧) 左岸 日立市久慈町字川萩1368番地先	(旧) 河口
		右岸 日立市久慈町字川萩1353番地先	

茨城県告示第366号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので同法第77条の35の5第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の住所、名称及び代表者の氏名
東京都新宿区百人町二丁目16番15号
株式会社 グッド・アイズ建築検査機構
代表取締役 藤田 孝行
- 2 変更後の事務所の所在地
仙台事務所 構造判定室 宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号
- 3 変更しようとする年月日
平成27年4月1日

茨城県告示第367号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業坂田地区（全換地区）に係る換地処分をした。

平成27年3月26日

茨城県県南農林事務所長 石 井 仁

茨城県告示第368号

平成24年10月2日付け中央農土指令第2号をもって認可のあった、千波湖土地改良区が行う中排下大野地区土地改良事業（農業用排水）については、平成27年2月27日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成27年3月26日

茨城県県央農林事務所長 西 溪 一 男

茨城県告示第369号

平成26年9月9日付け中央農土指令第4号をもって認可のあった、千波湖土地改良区が行う中排下大野4期地区土地改良事業（農業用排水）については、平成27年2月27日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成27年3月26日

茨城県県央農林事務所長 西 溪 一 男

(病 院 局)

茨城県病院局告示第4号

平成18年4月1日茨城県病院局告示第1号で告示した茨城県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年茨城県条例第61号）第4条第1項第1号のただし書き、同条同項第2号及び同条第3項中の規定により病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の全部を次のように改正する。

平成27年3月26日

茨城県病院事業管理者 五十嵐 徹 也

種別	金額
1 分べん料（異常分べんの場合を除く。）	
(1) 休日（職員の休日及び休暇に関する条例（昭和29年茨城県条例第43号）第2条第1項に規定する日をいう。以下同じ。）、土曜日及び日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までにおける分べん	200,000円
(2) 休日、土曜日及び日曜日並びに上欄に掲げる時間以外の時間における分べん。ただし、深夜（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。以下同じ。）における分べんを除く。	210,000円
(3) 深夜における分べん	220,000円
2 新生児及び乳児の介補料	1日につき8,000円
3 分べん介助料	
(1) 休日、土曜日及び日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までにおける分べん介助	200,000円
(2) 休日、土曜日及び日曜日並びに上欄に掲げる時間以外の時間における分べん介助。ただし、深夜における分べん介助を除く。	210,000円
(3) 深夜における分べん介助	220,000円

種別	金額
4 特別室使用料	
(1) 第 1 特別室	19,820円 (出産に係る場合には, 18,350円)
(2) 第 2 特別室	13,210円 (出産に係る場合には, 12,230円)
(3) 第 3 特別室	9,250円 (出産に係る場合には, 8,560円)
(4) 第 5 特別室	7,920円 (出産に係る場合には, 7,330円)
(5) 第 6 特別室	7,270円 (出産に係る場合には, 6,730円)
(6) 第 7 特別室	5,280円 (出産に係る場合には, 4,890円)
(7) 第 8 特別室	3,300円 (出産に係る場合には, 3,060円)
(8) 第10特別室	1,100円 (出産に係る場合には, 1,020円)
5 指導相談料	
(1) 母乳外来	2,160円
(2) セカンドオピニオン料	30分につき10,800円 (30分を超える部分について, 30分までごとに5,400円を加算した額) (画像診断等を行った場合は, 上記料金に, 診療報酬の算定方法の例により算定した金額に百分の百八を乗じて得た額 (当該乗じて得た額に十円未満の端数がある場合は, その端数を切り捨てた金額) を加算した額)
(3) 医師面談料	30分につき5,400円 (30分を超える部分について, 30分までごとに5,400円を加算した額)
(4) 遺伝カウンセリング	30分につき 5,660円
(5) 子宮頸がんワクチン外来	全体説明 1,080円 個別面談 2,160円
(6) 妊婦指導料	1 回につき 1,080円
6 手数料	
(1) 診断書	1 通につき 2,380円
(2) 死亡診断書	1 通につき 3,240円
(3) 特別診断書	1 通につき 5,730円

種別	金額
(4) 死体検案書	1 通につき 5,730円
(5) その他の証明書	1 通につき 2,380円
7 人間ドック料	
(1) 人間ドック	43,200円 (ただし、胸部X線検査を実施しない場合は2,160円、胃部内視鏡検査を実施しない場合は10,800円を減額して得た額)
(2) 脳ドック	54,000円
(3) 脳検診 (MRI,MRA による画像診断検査をいう。)	27,000円
(4) 乳がん検診 (マンモグラフィーによる画像診断検査をいう。)	7,560円
(5) 胸部CT検診 (CTによる胸部の画像診断検査をいう。)	19,440円
(6) 人間ドックにおいて追加で行う検査	医科診療報酬点数表の例により算定した額に消費税相当額を加えて得た額
8 CT付きPET検診料	108,000円
9 予防接種料	
(1) インフルエンザワクチン接種	1 件につき 4,110円 (2 回接種について、3,240円)
(2) 流行性耳下腺炎ワクチン接種	1 件につき 6,740円
(3) 風しんワクチン接種	1 件につき 6,710円
(4) 麻しんワクチン接種	1 件につき 6,710円
(5) 水痘ワクチン接種	1 件につき 8,380円
(6) 沈降精製百日ぜきジフテリア破傷風混合ワクチン接種	1 件につき 6,700円
(7) ジフテリア破傷風混合ワクチン接種	1 件につき 5,560円
(8) BCG ワクチン接種	1 件につき 5,350円
(9) 麻しん風しん混合ワクチン接種	1 件につき 10,640円
(10) ヒブワクチン接種	1 件につき 6,780円
(11) 不活化ポリオワクチン接種	1 件につき 9,940円
(12) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン接種	1 件につき 7,580円
(13) 狂犬病ワクチン接種	1 件につき 11,540円 (初回にあつては、13,800円)
(14) 沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン接種	1 件につき 9,480円
(15) 子宮頸がん予防ワクチン接種	1 件につき 16,240円
(16) ロタウイルスワクチン接種 (2 回接種)	1 件につき 14,630円
(17) 5 価ロタウイルスワクチン接種 (3 回接種)	1 件につき 9,070円
(18) 沈降精製百日ぜきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン接種	1 件につき 11,230円
(19) A 型肝炎ワクチン接種	1 件につき 6,620円
10 初診の非紹介患者加算料	

種別	金額
(1) 県立中央病院	3,240円
11 特別入院料（選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成14年厚生労働省告示第88号。以下「厚生労働大臣が定める医薬品等」という。）第3号の規定より計算した入院期間が180日を超えた日以後の特別入院料（厚生労働大臣が定める医薬品等第4号に規定する者以外の者が入院した場合に限る。））	1日につき、厚生労働大臣が定める医薬品等第8号に規定する点数により算定した額に消費税相当額を加えて得た額
12 皮膚色素沈着疾患に対するレーザー照射料	1照射につき 540円
13 椎間板ヘルニアレーザー治療料	
(1) 基本手術料金	324,000円 (ただし、2椎間以上にわたる場合には、1椎間増すごとに162,000円を加算した額)
(2) 再手術料金	基本手術料金に1/2を乗じて得た額
14 皮膚良性血病変治療用レーザーによる治療料	3mm 針 1照射につき 510円 5mm 針 1照射につき 1,030円 7mm 針 1照射につき 1,540円 10mm 針 1照射につき 2,060円
15 座瘡に対するケミカルピーリング	1件につき 4,110円
16 検査料	
(1) 自動聴性脳幹反応検査	5,140円
(2) 先天性代謝異常等検査（採血料）	1,340円
(3) 保険外併用療養費として実施するα-フェトプロテイン（AFP）精密測定又は胎児性抗原（CEA）精密測定	1,300円
(4) アディポネクチン検査	3,240円
(5) ホールボディカウンターによる内部被ばく検査	12,340円
(6) 薬物中毒検査	4,000円
(7) 在宅PSG検査	18,360円
17 死後処置料	7,560円
18 避妊処置料	
(1) 子宮内器具（IUD）挿入	32,400円
(2) 子宮内器具（IUD）除去	16,200円
19 診察券再発行料	100円
20 健診料	
(1) 妊婦健診料及び産後健診料	5,000円 (ただし、超音波検査を実施する場合には、2,000円を加算した額)
(2) 産科医療補償制度掛金の額に相当する額	16,000円
21 その他の診療料	医科診療報酬点数表及び食事療養の費用額算定基準の例により算定した額又

種別	金額
	<p>は実費に消費税相当額を加えて得た額 (ただし、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる診療を受ける場合(健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)その他医療保険に関する法律(診療報酬がこれらの医療保険の例によることとされている法律を含む。))の規定による医療に関する給付として診療を受ける場合、又は法令等によりその額が定められた診療を受ける場合を除く。)は、医科診療報酬点数表及び食事療養の費用額算定基準の例により算定した額に1.5を乗じて得た額)</p>

付 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

~~~~~

(人 事 委 員 会)

## 茨城県人事委員会告示第2号

平成11年7月15日茨城県人事委員会告示第2号で告示した労働基準法別表第1に規定する適用事業の号別区分の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から適用する。

平成27年3月26日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

別表知事の部 第3号 土木建設業の項中「下水道事務所」の次に「(流域下水道事務所水質管理課、流域下水道事務所利根浄化センター、流域下水道事務所那珂久慈浄化センター及び流域下水道事務所県西浄化センターを除く。)」を加え、同部 13 保健衛生業の項中「婦人保護課」を「女性保護課」に、「流域下水道水質管理センター」を「下水道事務所(流域下水道事務所水質管理課に限る。)」に改め、同部 労働基準法別表第1に含まれない官公署の項中「婦人保護課」を「女性保護課」に改め、「土木事務所(水戸土木事務所借楽園公園課及び水戸土木事務所ダム管理課に限る。)」の次に「、下水道事務所(流域下水道事務所利根浄化センター、流域下水道事務所那珂久慈浄化センター及び流域下水道事務所県西浄化センターに限る。)」を加える。

~~~~~

公 告

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年 3 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日

①行政情報ネットワークシステム用端末等一式の賃貸借 ②企画部情報政策課 水戸市笠原町978番6 ③平成27年1月20日 ④NECキャピタルソリューション株式会社 関東支店長 萩原 清実 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地17 ⑤203,232,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。) ⑥一般競争入札 ⑦平成26年12月11日

●茨城県土地利用基本計画の変更

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定により昭和50年6月10日付けで定めた茨城県土地利用基本計画の一部を平成27年3月17日付けで変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を公表する。

なお、関係図書は、茨城県企画部水・土地計画課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

変更の要旨

土地利用基本計画図

変更の内容	変更面積	関係市町村名
都市地域の拡大	41ha	ひたちなか市
農業地域の縮小	17ha	大洗町
森林地域の縮小	66ha	つくば市、坂東市、稲敷市、行方市、鉾田市、大洗町、東海村、大子町

●農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第4項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年 3 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
吉川 勝久	水戸市塩崎町34番地3	水戸市下大野町字長堀5368番 ほか5筆
和田 勇	常総市中山町132番地	常総市兵町字中通559番

有限会社ワールドファーム	つくば市谷田部3395番地 1	常陸太田市東連地町字落内699番 ほか 4 筆
額賀 成一	神栖市下幡木4228番地 8	鹿嶋市鰐川字鰐川94番 ほか 5 筆
額賀 成一	神栖市下幡木4228番地 8	神栖市下幡木字三嶋1077番 ほか 2 筆
株式会社益子農林	久慈郡大子町下野宮4134番地	久慈郡大子町矢田字膳棚1028番 1 ほか 19 筆

2 認可年月日

平成27年 3 月 26 日

●基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第 4 条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第 3 項の規定により公示する。

平成27年 3 月 26 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 3 作業終了日 平成27年 2 月 27 日
- 4 作業地域 水戸市，結城市

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（河川事業に伴う水準測量）
- 3 作業終了日 平成27年 2 月 27 日
- 4 作業地域 古河市，猿島郡境町

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 3 作業終了日 平成27年 2 月 27 日
- 4 作業地域 稲敷市

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 3 作業終了日 平成27年 2 月 27 日
- 4 作業地域 稲敷市

●公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第 5 条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測 量 機 関 小美玉市
- 2 作 業 種 類 公共測量 (数値図化 (地図情報レベル2500))
公共測量 (地図編集 (地図情報レベル10000))
- 3 作 業 終 了 日 平成27年3月13日
- 4 作 業 地 域 小美玉市全域

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

日立都市計画公園の変更に伴い、日立市から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
公園 ( 2・2・014 大久保児童公園 )  
公園 ( 2・2・047 末広公園 )
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(第1工区)
つくばみらい市筒戸字諏訪1293番1, 1322番, 1323番, 1330番, 1331番, 1339番1の一部, 1432番1の一部, 3383番の一部, 3384番の一部, 3400番, 3408番の一部, 3410番, 3417番, 3418番, 3419番, 3420番, 3423番1, 同番2, 3425番の一部, 3435番の一部, 3437番1の一部, 1432番1地先道路の一部
- 2 事業主の住所及び氏名
さいたま市岩槻区大字徳力字西186番地
学校法人 開智学園
理事長 青 木 徹

- ~~~~~
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東茨城郡茨城町大字下石崎字蔵前2396番1
 - 2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字下石崎1652番地

関 根 章

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎字荒井前953番2の一部, 971番の一部, 972番の一部

2 事業主の住所及び氏名

水戸市けやき台1丁目3番地県営けやき台アパート2棟3F2号

小 沼 寿 完

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市金敷字栗山605番5, 同番6

2 事業主の住所及び氏名

桜川市金敷309番地1

大 塚 功

●道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
県総指令 第203号	平成27年3月17日	株 式 会 社 アーネスト ワン 代表取締役 松林 重行	東京都西東京市北原 町3-2-22	笠間市旭町字西原545 番19, 同番33	メートル 6.04	メートル 59.80

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年3月26日

茨城県農業総合センター長 加 藤 弘 道

1 落札に係る物品等の名称及び数量

茨城県農業総合センター庁舎及びその敷地内で使用する電気 約1,656,200キロワット時の供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

茨城県農業総合センター

茨城県笠間市安居3165番1

- 3 落札者を決定した日
平成27年3月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸紅株式会社 代表取締役 山添 茂
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 落札金額
30,231,505円 (消費税及び地方消費税抜き額)
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成27年1月22日

~~~~~

●入札公告

県有財産(土地)の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成27年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 売払財産(土地)

| 物件番号 | 土地の所在及び地番                           | 地 目 | 面 積       |
|------|-------------------------------------|-----|-----------|
| 1    | 稲敷郡阿見町よしわら一丁目6番1                    | 宅 地 | 5,649.95㎡ |
| 2    | 稲敷郡阿見町よしわら一丁目8番6                    | 宅 地 | 645.93㎡   |
| 3    | 稲敷郡阿見町よしわら一丁目8番10                   | 宅 地 | 1,009.15㎡ |
| 4    | 稲敷郡阿見町よしわら二丁目8番1                    | 宅 地 | 1,302.91㎡ |
| 5    | 稲敷郡阿見町よしわら二丁目10番                    | 宅 地 | 1,834.81㎡ |
| 6    | 稲敷郡阿見町よしわら二丁目18番                    | 宅 地 | 359.10㎡   |
| 7    | 稲敷郡阿見町よしわら三丁目11番4                   | 宅 地 | 295.83㎡   |
| 8    | 阿見吉原土地区画整理事業(西南工区)施行地区内<br>W37街区2画地 | 宅 地 | 383.50㎡   |
| 9    | 阿見吉原土地区画整理事業(西南工区)施行地区内<br>W38街区1画地 | 宅 地 | 1,798.92㎡ |
| 10   | 阿見吉原土地区画整理事業(西南工区)施行地区内<br>W39街区1画地 | 宅 地 | 1,226.87㎡ |

※ 対象物件のうち、物件番号1から7までの土地は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第96条第2項に規定する「保留地」、物件番号8から10までの土地は同法第98条第1項の規定に基づき指定された「仮換地」である。

※ 対象物件は一括して分譲する。

※ 用途地域は、物件番号7の土地については第一種住居地域(建ぺい率60パーセント・容積率200パーセント)、その他の土地については第一種低層住居専用地域(建ぺい率50パーセント・容積率100パーセント)である。

2 予定価格(最低売却価格)

340,913,000円

3 土地の用途

戸建住宅（物件番号 1 の土地にあっては、集合住宅も可。）（以下「住宅」という。）の分譲事業の敷地の用途に供すること。

#### 4 入札参加者の資格

(1) 入札に参加する者は、次に掲げる全ての要件を備える者とする。

ア 住宅を建設して当該住宅と共に土地を譲渡する事業又は自ら（その子会社を含む。）を請負人とする建築請負契約により住宅を建設することを条件として土地を譲渡する事業を営む者であって、土地の引渡しの日から 1 年以内に、「阿見吉原地区住宅事業者向け用地分譲に係る一般競争入札説明書」の「Ⅳ 設計指針」及び法令等に適合した住宅の建設に着手し、又は分譲に着手することができる者であること。

イ 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項に規定する免許を有する者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び土浦・阿見都市計画事業阿見吉原地区区画整理事業の保留地の処分に関する規則（平成 19 年茨城県規則第 66 号。以下「保留地処分規則」という。）第 10 条に規定する者でないこと。

エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又は次に掲げる者でないこと。

(ア) 暴力団員が事業主又は役員となっている者

(イ) 暴力団員以外の者が役員を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

(ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約等を締結している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 県税を滞納していないこと。

ク 土地売買契約の締結後、茨城県の指定する日までに土地売買代金の全額を一括して支払うことができる者であること。

(2) 連名（連合体）で参加する場合は、前記(1)アの要件についてはいずれかの構成員が備えていること、前記(1)イからクまでの要件については全ての構成員が備えていること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の配布及び入札参加資格の確認

(1) 契約条項を示す場所及び入札説明書の配布場所

ア 茨城県土木部都市局都市整備課

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

イ 茨城県竜ヶ崎工事事務所阿見吉原地区区画整理課

茨城県龍ヶ崎市馴柴町 35

(2) 入札説明書の配布期間

平成 27 年 3 月 26 日（木）から 4 月 9 日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

(3) 入札参加申込受付の期間及び場所

入札への参加を希望する者は、下記により入札説明書に記載する必要書類を提出して申込み、あらかじめ入札

参加資格の確認を受けること。

- ア 受付期間 平成27年4月9日(木)及び10日(金)  
 イ 受付時間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで  
 ウ 提出場所 茨城県土木部都市局都市整備課  
 茨城県水戸市笠原町978番6

5 入札の日時及び場所

| 日 時                 | 場 所                          |
|---------------------|------------------------------|
| 平成27年4月14日(火) 午前11時 | 水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟1階 入札室1 |

6 入札の無効

入札参加資格のない者が行った入札、入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上の有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者を落札者とする。  
 (2) 入札の回数は1回とし、再度の入札は行わない。

8 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の金額(1円未満切上げ)を、入札保証金として納付すること。  
 なお、この入札保証金には、利子を付さない。

9 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、入札保証金は県に帰属する。

10 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は、県が示す契約条項により県と土地売買契約を締結するとともに、売買代金を県が発行する納入通知書により一括して県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

~~~~~

正 誤

平成27年3月19日付け茨城県報第2675号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
31	上から33	114,455.80平方メートル	114,555.80平方メートル

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)